主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴人指定代理人は「原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却下る、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人訴訟代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方代理人の事実上の陳述は、原判決事実摘示と同一であるから、これを ここに引用する。

理 中

被控訴人が千葉地方裁判所佐原支部に対し、被控訴人を債権者、訴外Aを債務者として、右A所有の別紙目録記載の物件につき不動産強制競売の申立をなし、管局裁判所は昭和二十八年十月十九日右申立を適法と認めて不動産強制競売開嘱託し、同年同月二十日これが申立記入の登記を千葉地方法務局佐原支局に嘱託国民人、ところが右不動産については、既に大蔵省のため昭和二十六月六日官支局と、ところが右不動産についたので、右嘱託を受けた同支局登記右五十ので、右嘱託を対し、不動産におり、百五十ので、右に対し、不動産でより、百五十のです。以異議の申立をなしたところ、控訴人に対し、不動産登記法第一見解の申立に表明所において競売開始決定をなした事訴が出ても、右嘱託の理はにより競売申立記入の登記の嘱託がなされた場合においても、とは、別定により競売申立記入の登記の嘱託がなされた場合においても、とは、記録でないとの理由で、前記異議申立を乗却する旨の決定をは、とは、記録に働いのである。

動ででは、 一ででは、 ででに、 でででで、 ででに、 ででで、 ででに、 ででで、 ででで、 ででで、 ででで、 でででで、 ででで、 でで、 競売手続とが、同時に並行して実施し得ないと解する根拠は、叙上説示の如く前手続の実施を阻害し、二重に労力及び費用を浪費するということにあるのであつて、 民事訴訟法においても、現実に競売実施手続を伴わない仮差押の如きにあつては、 同一不動産について二重の仮差押をなすことは何等禁止していないし、既に仮差押 の命令のあつた不動産と難も更に競売開始決定をすることを妨げるものでない。 (民訴法第六百四十五条第三項) また国税優先の原則も単に他の債権に優先して弁 済を受けしめるというに止まり、納税義務者の財産は公租公課のため他の差押〈要 旨>等を許さぬ特別担保となる訳のものでない。かように考えてくると既に滞納処分 による差押登記のある不動産〈/要旨〉につき、強制競売の申立があつた場合と雖も、 裁判所は開始決定をし、競売申立の登記記入を嘱託し、以て差押の効力だけを保持 せしめた上、爾後の手続を停止し(民事訴訟法第六百四十五条第二項の規定と同様 の効力)、既に進行中の滞納処分による公売手続が解除または停止されたときは、 前記民事訴訟法第六百四十五条第二項に準じ、開始決定による競売手続を続行せし めても、これがため滞納国税の優先弁済を受ける利益は失われることはないから、 この点につき特別な立法措置を欠いてはいるが叙上の解釈は二重売却禁止の根本精 神にも牴触することなく、最も合理的且つ妥当な運用と謂い得ると信ずる。(尤も 競売開始決定をして右競売申立の登記記入をしたが、その後滞納処分による公売手 続が解除または停止することなく進行しこれが完結を見た場合、差押債権者に対す る配当を如何にすべきや、またさきになした競売申立記入登記は、如何なる方法に より抹消すべきや等について明文なきため、手続上疑義を生ずべきも、前者につい ては国税徴収法第二十八条第二項の法意に則り、滞納者に交付すべき残余売得金の うちから差押債権額に充つるまで当該債権者に交付し、さきになした競売開始決定は、滞納処分による公売手続の完結により最早終局的に続行すべからざることに確 定したのであるから、裁判所において民事訴訟法第六百九十条に則りさきになした 競売申立記入登記の抹消を嘱託すべきものと解すべきであろう。)

一原判決の理由に説示するところも、その趣旨は前示当裁判所の見解と同じくするものであつて、補足的に右説示をここに引用する。控訴人が援用する大正六年九月十四日民第一四九○号法務局長回答の趣旨には、左祖することはできない。

してみると本件不動産につき千葉地方裁判所佐原支部が、被控訴人の申立に基ずき強競売開始決定をなし、右競売申立記入の登記を所轄千葉地方法務局佐原支局に嘱託した以上、当該登記官吏はその嘱託を受理して登記記入すべきであつて、不動産登記法第四十九条第二号に該当するとなし右嘱託を却下した決定を是認した控訴人の異議申立棄却決定は、取消を免れない。

よつて結局以上と同趣旨に出でた原判決は相当であるから、民事訴訟法第三百八十四条に則り本件控訴を棄却すべく、控訴費用の負担につき同法第八十九条第九十五条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斉藤直一 判事 菅野次郎 判事 坂本謁夫)